

京都市コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年7月2日

京都市長 門川大作

京都市規則第24号

京都市コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則

京都市コミュニティセンター条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表学習施設の項中「京都市三条コミュニティセンター」の右に「京都市中唐戸コミュニティセンター、京都市山ノ本コミュニティセンター」を加える。

附 則

この規則は、平成20年7月6日から施行する。

(文化市民局市民生活部人権文化推進課)